

北海道男女平等参画推進条例【抜粋】

第2章 男女平等参画の推進に関する基本的施策等

第3節 道民等からの申出

第18条 道民等は、男女平等参画を阻害すると認められるものがあるとき、又は男女平等参画に必要と認められるものがあるときは、知事に申し出ることができる。

2 知事は、前項の規定による申出を受けたときは、関係機関と連携し、適切かつ迅速な措置を講ずるものとする。

第3章 北海道男女平等参画苦情処理委員

(設置)

第19条 知事は、道民等からの男女平等参画に関する申出について、次に掲げる事務を行わせるため、北海道男女平等参画苦情処理委員（以下「苦情処理委員」という。）を置くものとする。

一 男女平等参画に係る道の施策についての苦情に関する申出に対し、助言をすること。

二 男女平等参画を阻害すると認められるものに関する申出に対し、助言をすること。

三 第一号の苦情に係る施策について、関係する道の機関に対し、意見を述べること。

(苦情等の申出)

第20条 道民等は、男女平等参画に係る道の施策についての苦情及び男女平等参画を阻害すると認められるものに関し、苦情処理委員に申し出ることができる。

(助言等)

第21条 苦情処理委員は、前条の規定による申出があったときは、申し出たものに対し、助言を行うことができる。

2 苦情処理委員は、前項の申出が男女平等参画に係る道の施策についての苦情であるときは、関係する道の機関に対し、意見を述べることができる。

(知事への委任)

第22条 この章に定めるもののほか、苦情処理委員の事務に関し必要な事項は、知事が定める。